

国府小学校区放課後児童クラブ ゆいまある運営規定

(事業の目的及び運営)

第1条 この国府小学校区放課後児童クラブゆいまあるは、児童福祉法第6条の2に基づいて放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。また、国府小学校区放課後児童クラブゆいまあるの運営は、特定非営利活動法人 心結舎が行う。

(名称)

第2条 この放課後児童クラブは、国府小学校区放課後児童クラブゆいまある（以下「児童クラブ」という。）と称する。

(所在地)

第3条 児童クラブは、三重県鈴鹿市国府町2598番地の1で行う。

(利用定員)

第4条 児童クラブの定員は45名とする。ただし、必要と認められる場合は、定員を増減することがある。

(利用児童)

第5条 児童クラブを利用できる児童は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者及び特別支援学校の児童とする。

(利用料)

第6条 児童クラブを利用する者は、別表により利用料を納入しなければならない。

(開所日及び開所時間)

第7条 開所日及び開所時間は以下の通りとする。ただし、必要と認められる場合は、活動時間を伸縮することがある。

平日（月～金）	12:45～19:00まで
第2・4週土曜日	8:00～18:00まで
学校休業日	7:30～19:00まで

(休日)

第8条 児童クラブの休日は、次の通りとする。

- (1) 第1・3・5週土曜日と日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 盆休暇及び年末年始（年度に応じ別に定める）
- (4) 風水害等の緊急災害発生の恐れのある場合（学校に準ずる）

（職員体制）

第9条 児童クラブには、放課後児童支援員を2名以上配置する。ただし、その1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

（活動内容）

第10条 放課後児童支援員は、次の活動を行う。

- ① 子どもの健康管理、安全の確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもの学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な支援を行う。
- ④ 基本的な生活習慣について、自立に向けた支援を行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動状況について、家庭との日常的な連絡や情報交換を十分に行うとともに、家庭や地域での遊びや学びの環境作りへの支援を行う。
- ⑥ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

（虐待防止）

第11条 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、鈴鹿市子ども家庭支援室及び子ども政策課と連携して対応を図る。

（緊急時等における対応方法）

第12条 災害や事故発生等の緊急の連絡として、緊急連絡名簿を整備して速やかに対応する。

（非常災害対策）

第13条 児童クラブにおいては、事故発生時のマニュアルの策定、防災・防犯マニュアルの策定及び避難訓練の実施等、安全対策を講ずる。

（会計）

第14条 児童クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。毎年、特定非営利活動法人 心結舎の総会において決算報告を行うものとする。

附則 この規定は、平成27年4月1日から適用する。